

戸籍

出生届

子供が生まれたときに必要な手続きです。

- 1 届出の期間 生まれた日から14日以内
- 2 届出する人 父又は母
- 3 届出に必要なもの
届出人の印鑑、出生証明書、母子健康手帳、健康保険証

死亡届

死亡したときに必要な手続きです。

- 1 届出の期間 死亡の事実を知った日から7日以内
- 2 届出する人 同居の親族、その他の親族
- 3 届出に必要なもの
届出人の印鑑、死亡診断書、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証

婚姻届

結婚するときに必要な手続きです。

- 1 届出の期間 届出の日から効力があります。
- 2 届出する人 夫又は妻
- 3 届出に必要なもの
2人の印鑑、戸籍謄本（当町に本籍がないとき）、身分証明証（官公庁発行の顔写真付きのもの。運転免許証、パスポートなど）

離婚届

離婚するときに必要な手続きです。

- 1 協議離婚の場合
 - (1) 届出の期間 届出の日から効力があります。
 - (2) 届出する人 夫又は妻
 - (3) 届出に必要なもの
届出人の印鑑、戸籍謄本（当町に本籍がないとき）、身分証明証（官公庁発行の顔写真付きのもの。運転免許証、パスポートなど）

2 裁判離婚の場合

- (1) 届出の期間 成立、確定の日から 10 日以内
- (2) 届出する人 訴えを提起した者
- (3) 届出に必要なもの

届出人の印鑑、戸籍謄本（当町に本籍がないとき）、裁判の謄本及び確定証明書、身分証明証（官公庁発行の顔写真付きのもの。運転免許証、パスポートなど）

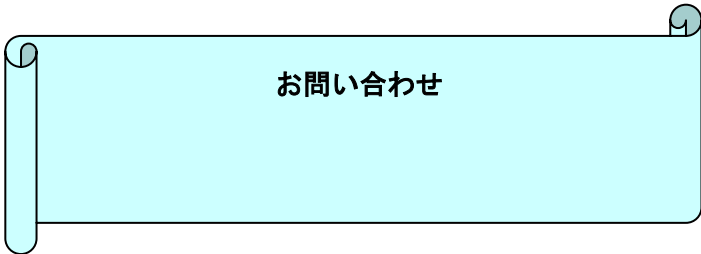
転籍届

本籍を移したいときに必要な手続きです。

- 1 届出の期間 届出の日から効力があります。
- 2 届出する人 筆頭者及び配偶者
- 3 届出に必要なもの

筆頭者及び配偶者の印鑑、戸籍謄本（当町に本籍がないとき）

婚姻、出生、死亡、離婚など戸籍に関する届出については、土日、祝祭日でも受け付けておりますので、戸籍係までお問合せください。



お問い合わせ
町民生活課戸籍係
0 1 4 6 6 - 2 - 4 6 2 1